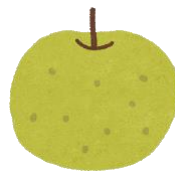


オリンピック・パラリンピックが開催される中、新型コロナウイルスの感染拡大は続き、宮城県では緊急事態宣言が、福島県ではまん延防止措置が適用されました。また、例年にない大雨による被害など、日常生活において不安が拭えません。こうした不安につけこむ消費者トラブルに遭わないよう、「すぐに契約しない」、「周りの人に相談する」など心掛けたいですね。



■株式会社防災センター差止請求訴訟控訴審報告

株式会社防災センターに対する差止請求訴訟の第1審判決が、本年3月30日に仙台地方裁判所で言い渡され、請求のほとんどが認められたことを、ニュース第41号で報告しておりました。防災センターは、この判決を不服として、仙台高等裁判所に控訴したために、事件は控訴審に係属することになりました。

この控訴を受けて、ネットとうほくも、第1審で敗訴した部分について、7月20日に附帯控訴（第一審判決に対して控訴しなかった当事者が、相手方の控訴による控訴審において、第1審判決を自己に有利になるように取消し変更を求める不服申立て）を行いました。こうして、双方が第1審敗訴部分の取り消しを求めた控訴審の第1回弁論期日が、8月24日10時30分に開催されました。

弁論期日では、双方が控訴審に提出した書面を陳述した後に、裁判長からネットとうほくに対して、原判決に対する不服申立の範囲の確認や請求の趣旨の特定の仕方に対する意見が示されました。また、防災センターに対しては、原判決を踏まえ業務の在り方の見直しや控訴審での主張維持の検討についての見解が示されました。

以上のような裁判所の指摘を踏まえて、当事者双方が次回期日までに、追加の主張・立証等を検討することになりました。

次回（弁論準備期日）は11月10日10時30分からです。裁判所から指摘された問題点を検討し、控訴審でも勝訴判決を目指してがんばりたいと思います。

「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら
一人で悩まず



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188（局番なし）にすぐ電話！
～お近くの消費生活相談窓口につながります～

■2021年度第2回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2021年7月15日(木)18時30分から、仙台弁護士会館において、2021年度第2回消ラボを開催し、29名(Zoom参加含む)の参加がありました。

今回は、「キャッシュレス決済と消費者保護—資金移動業を中心に—」と題し、岩手県立大学の窪幸治教授が講義を行いました。



講師 窪幸治教授

まず、近時の決済手段に関連する法改正に触れつつ、クレジット以外のバーコード決済や電子マネー等といったキャッシュレス決済に関する現在の状況についての説明がありました。

そして、消費者被害回復という観点から、原因関係、すなわち決済業者に対して対抗していくことができるのかどうかについて、考える法的構成について、例えば錯誤取消しや複合契約の解除などの法理論が使えないか、といった観点から解説がありました。

そして、キャッシュレス決済業者に対し、消費者の意図しないところで不正に使用された場合(偽造や不正アクセスによる利用)の法的義務や救済制度についての説明もありました。

その後の意見交換では、消費生活相談の場では携帯電話のキャリア決済もよく問題となっており、規制の網はかからないのだろうか、といった問題提起や議論がなされました。

次回の消ラボは、9月13日(月)18時30分から「リフォーム工事請負契約等と説明義務(水回り工事契約などの問題を念頭に)」をテーマに、羽田さゆり東北学院大学准教授が担当して開催します。Zoomでの参加も受け付けますので、会員・相談員・弁護士の方などご興味のある方は、事務局までお問い合わせください。

■消ラボ書籍「先端消費者法問題研究」第2巻のお知らせ

ネットとうほくNEWS第41号でもお知らせの通り、(株)民事法研究会より、消ラボの研究成果等をまとめた書籍「先端消費者法問題研究—研究と実務の交錯—」第2巻が絶賛発売中です。

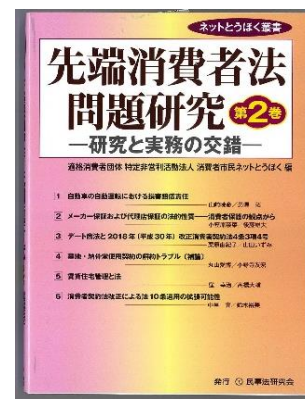
2018年度以降に扱ったテーマを中心に、学者の論稿と弁護士による実務へのアプローチをまとめた1冊となっています。

あなたのお手元にも1冊いかがですか。会員の皆さまには、会員価格を設定しています(定価:2,400円(税・送料別) 会員価格:2,300円(税・送料込み))。

お申込み・お問い合わせは、ネットとうほく事務局まで。

【主な内容】

自動車の自動運転における損害賠償責任/メーカー保証および代理店保証の法的性質—消費者保護の観点から/デパート商法と2018年改正消費者契約法4条3項4号/墓地・納骨堂使用契約の解約トラブル〔補論〕/賃貸住宅管理と法/消費者契約法改正による法10条適用の拡張可能性



■電話相談会を行います



今年 2 月に開催し、多くの相談が寄せられた消費者被害、消費者トラブルの電話相談会を今年度も開催いたします。

今回は、実施回数を増やし、2022 年 2 月までの月 2 回、合計 12 回を実施する予定です。

「納得できない!」「これって変じゃない?!」と思われる不当な契約条項や誇大広告、通信販売でのトラブル等がありましたら、下記専用ダイヤルまでお電話ください。弁護士が直接相談に応じます。



実施日：9月9日、28日、10月8日、28日、11月9日、29日、
12月9日、27日、2022年1月7日、28日、2月9日、28日

受付時間：13時～16時

専用電話：**022-341-2010**

※詳細は同封のチラシ、HPをご覧ください。

■講演会開催のお知らせ

10月30日（土）10時30分からネットとうほく2021年度第1回講演会

「今後考えていくべき消費者問題・消費者課題の視点

～消費者行政の進展と社会の変化をふまえて～」を開催します。

消費者行政とともに、少子高齢化、デジタル化社会の進展、コロナ禍による生活様式の変容など社会状況が大きく変化しているなか、消費者問題、消費者課題についても、新たな視点で考えていく必要があります。

消費者に関する法制度の研究のみならず、前内閣府消費者委員会委員長のご経験をはじめ消費者行政の進展にたずさわってきた河上正二氏に、今後考えていくべき消費者問題、消費者課題などについてご講演いただきます。

今回は、オンライン同時開催といたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

詳細は、同封のチラシをご覧ください（後日 HP でもお知らせいたします）。

日時：2021年10月30日（土）10：30～12：30

場所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

講師：河上 正二 氏（前内閣府消費者委員会委員長）

■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、検討委員の後藤雄大弁護士です。

本来別の原稿を用意していたのだが、タイムリーな話題ができたので、原稿を書き直したのが本稿である。

つい最近 Facebook に友達リクエストが入った。Facebook とは利用規約上実名登録とされている SNS サービスで、その機能の中に友達リクエストというものがある。友達リクエストを承認し友達になることによって、友達の投稿が流れてきたり、公開範囲が限定されている投稿を見ることができるようになる。

話を戻して今回、私が誰から友達リクエストが来たかというところ某ファッション通販サイト創業者（仮名として「X 氏」とする。）を名乗るアカウントからの申請であった。半信半疑で確認してみるとアクセスした Facebook 上のページには X 氏本人の顔写真が使われており、投稿も複数回されている。その投稿の中には、「私は Facebook で 100 人の勝者をランダムに選びます!!!」「現金で 100 万円を受け取る権利があります。」と書かれており、一瞬驚きと喜びの気持ちが心に広がっていった。過去に X 氏は Twitter 上で現金を配る企画をしていたので、Facebook でも同じようなことをやっているのかとも思った。

しかし、私は、Facebook について専ら見るだけであり、ろくに投稿はしていない。そして冷静に内容を確認してみると「ギフト配送を処理するには私の公式リンクであなたの情報を登録し、スクリーンショットまたは登録の証明を添えて私たちにメッセージを送ってください。」という記載がある。ここまで読んでいくと極めて怪しい。

そこで、早速インターネット上で検索すると X 氏を名乗る偽アカウントによって同種の手口の詐欺行為が行われているという内容が数多くヒットした。X 氏も自身の Twitter で Facebook を利用した偽アカウントによる詐欺行為について注意喚起をしていることもわかった。

過去にはメールを利用した詐欺として有名人をかたる差出人から直接連絡があり、理由をつけてお金の無心をするものが流行ったこともあったが、その SNS 版といったところだろうか。

このような企画を行いそうな人選をするところも巧妙であるが、うまい話はそうそうないのであり、冷静に対応することが大事だとあらためて思った次第である。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp